

今日の町田は、縄文時代から多摩の風土の中で多くの人たちが生活し、幾多の歴史を刻み発展してきました。まちだ市民大学で郷土史を学んだ者はその伝統ある歴史と文化を後世に継承する責務があります。

私たち、「まちだ史考会」は先人の叡智と心に触れ、一人ひとりが地域とのかかわりを深く認識し、新しい町づくりを志向します。

第1条(名称)

この会は、まちだ史考会と称します。

第2条(事務局)

この会は、事務局を会長宅におきます。

第3条(目的)

この会は、会員相互の親睦を図り、培われた学習成果を活かし、学習・調査・行動することを目的とします。

第4条(会員の資格)

会員はまちだ市民大学の郷土史講座又は歴史講座の修了者およびその関係者のうち、第3条(目的)に賛同する有志で構成します。

第5条(活動)

この会は、第3条(目的)を遂行するため、次の活動を行います。

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 学習・調査・行動
- (3) 会報の発行と広報活動
- (4) 新しい町づくりのための諸活動
- (5) 市民大学発展のための協力
- (6) 地域活動の一環としてのボランティア活動
- (7) その他

第6条(幹事)

この会は、会の運営のため幹事をおき、幹事会を構成します。

なお、幹事は率先して会の運営に当ることとします。

2.幹事は会員から推薦され、幹事会の承認を得て総会で選任されます。

3.幹事の任期は1年とし、再任を妨げません。

第7条(役員)

この会は、幹事の互選により次の役員をおきます。

会長 1名 副会長 若干名 会計 1~2名

2.役員任期は1年とし、再任は妨げません。ただし、会長の再任については、原則として1年とします。

第8条(会計監査)

この会は、監査役2名をおくこととし、総会で幹事以外の会員から選任します。

2.監査役任期は1年とし、再任を妨げません。

3.監査役はこの会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。

第9条(顧問)

この会は、必要がある場合、幹事会の承認を得て顧問を委嘱することができます。

第10条(総会)

定期総会は、毎年4月に開催し、その決議事項は次のとおりとします。

- (1) 活動報告及び収支決算報告

- (2) 会計監査報告
- (3) 新年度の活動計画および収支予算
- (4) 幹事および監査役の選任
- (5) その他

2.総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席を以て成立します。

3.総会は、出席会員の2分の1以上を持って決議します。

4.総会は、出席会員の3分の1以上の要請があった場合、開催しなければなりません。

また幹事会の決議があった場合、開催することができます。

5.定期総会が諸般の事情により開催出来ないときは、書面表決にて決議する。その必要な手続きは幹事会で決定する。

第11条(幹事会)

幹事会は、原則として月1回開催することとし、この会の活動の企画・運営などを審議決定します。

第12条(企画委員会)

この会は会長の諮問機関として企画委員会をおくことが出来ます。

2.この委員会は会長より意見をもとめられた事項につき協議し、報告するものとします。なお、構成委員は諮問機関の内容により、幹事及び会員の中から会長が指名し、幹事会の承認を得るものとします。

第13条(運営費)

この会の運営費は、会員の納入する年会費、この会の諸活動への参加費、その他の収入をもって当てるものとします。なお、諸活動の参加費は、幹事会の承認を経て徴収するものとします。

第14条(年会費)

この会は、年会費を1,500円とします。年会費は、定期総会終了後3か月以内に納入するものとします。未納の場合には退会したものと見なします。

2.当該年度講座修了者の初年度年会費は、幹事会にて別に定めます。

第15条(会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第16条(慶弔に関する事項)

慶弔に関する事項が発生した場合には、第7条に定めた役員にて協議の上、対応し、事後速やかに幹事会に報告するものとします。

第17条(会則の改廃)

会則の改廃は、総会の決議を必要とします。

付則 制定:1994年6月12日

改訂:1996年4月19日/1997年4月24日/1998年4月17日/
1999年4月23日/2000年4月21日/2001年4月20日/
2002年4月19日/2007年4月21日/2011年4月16日/
2018年4月21日/2021年4月17日